平成２６年（フ）第５３号
栃木県宇都宮市上田町747番地
破産者　池田　　宏
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７８号
栃木県塩谷郡塩谷町大字風見1146番地
破産者　糸井　彰子（旧姓川井）
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１１号
栃木県宇都宮市上野町6064番地１
破産者　有限会社プロテックコーポレーション
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３号
栃木県栃木市片柳町１丁目２番６号
破産者　柿沼冷暖有限会社
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８７号
栃木県宇都宮市大和１丁目１番７号
破産者　有限会社ホームズ
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８８号
栃木県宇都宮市吉野１丁目３番３号　豊井ビル３階
破産者　林　　晃弘
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５９号
神奈川県横浜市磯子区森１丁目10番20号ライオンズステーションプラザ磯子202号
破産者　株式会社ユニオンサービス
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１６号
山梨県甲府市上今井町559番地の４
破産者　有限会社齊栄建設
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５１７号
兵庫県相生市旭３丁目９番９号
破産者　有限会社寺本商店
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３０５号
大分市大字下郡1587番地の６
破産者　株式会社阿部電気工事
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６１号
仙台市宮城野区扇町３丁目７番12号
破産者　株式会社公進
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２１５７号
横浜市神奈川区高島台２番地２
破産者　株式会社オクト出版社
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６７号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目45番７－101号
破産者　キャラウエイ株式会社
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２４号
静岡県島田市金谷東１丁目1021番地の１
破産者　株式会社ソーテックジャパン
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５６号
愛媛県新居浜市中西町16番29号
破産者　有限会社おか商店
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２４号
愛媛県西条市新田90番地１
破産者　有限会社セーラー工芸社
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第９８４３号
千葉県千葉市緑区あすみが丘３丁目１－28
破産者　岩上　秀幸
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３８７号
埼玉県さいたま市西区大字佐知川1283－３
レガーロＡ102
破産者　須藤　竜一
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７４０号
東京都台東区東上野２丁目４番１号
破産者　株式会社シーエス
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７４１号
埼玉県川口市飯塚３丁目13－32
破産者　鈴木日出男
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９６号
東京都渋谷区千駄ヶ谷５－17－18－301、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区三軒茶屋２丁目14番８号
破産者　株式会社ドム
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９７号
埼玉県川口市戸塚２丁目23－22－303
破産者　伊藤　　榮
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部